

『脩紫田舎源氏』の用紙について—なぜ絶板となったのか—

実践女子大学 佐藤 悟

柳亭種彦作、歌川国貞画『脩紫田舎源氏』（鶴屋喜右衛門板、以下『田舎源氏』と略称する）は文政十二年（1829）に初編が刊行され、天保十三年（1842）に三十八編が刊行された長編合巻である。合巻は赤本、黒本青本、黄表紙、合巻という展開を遂げた草双紙の中でも十九世紀以降のものを指す。草双紙は歴史的に子どもや女性のものというように認識されていたが、成人男性をも読者としていた。

合巻は種彦のような人気作者の場合、ベストセラーになると七・八千部は当たり前であったというので、今回のシンポジウムで横井孝氏によって取り上げられる伝為家本『源氏物語』とは読者数が桁違いに多かった。そこで使用された紙は充填剤、平滑剤として米粉が入った楮紙であった。この当時の合巻には曲亭馬琴の記述によれば「上製本」と「並製本」があり、合巻は造本形態や紙質で大きく二つに別けられるので、馬琴の記述は正しいものと思われる。『田舎源氏』は上製本に入れるべき作品である。田舎源氏は極彩色の摺付表紙と見返しが一体となり、そこには上質の紙が使われている。

なぜ『田舎源氏』が問題になるのか。『田舎源氏』は天保改革の最中である天保十三年六月に絶板という処分を受け、板木は没収、焼却されている。そのため後摺本が出版された年代をそれ以前に限定することができるのである。

『田舎源氏』絶板直後の天保十三年七月十九日に種彦が死亡しているため、種彦の自殺説が生まれたほか、絶板の原因についての様々な憶測を生んでいる。憶測の原因となったのが『田舎源氏』が将軍徳川家斉の大奥生活を描いたとする大橋乙羽による続帝国文庫版解題（注1）に記された勝海舟の談話である。旗本であった種彦が主人の徳川家斉について言及する、あるいは批判するということはあるにないことである。種彦ばかりか、同時代人にとって家斉は仰ぎ見る存在であったはずである。勝の言説は明治になり、徳川氏の権力が過去のものとなった時にしか生じえない言説である。

『田舎源氏』の絶板は板木の没収だけにとどまり、刊本の回収は命じられた形跡がない。文化元年（1804）に絶板となった武内確齋作、岡田玉山画『絵本太閤記』は板木ばかりか、実効性はなかったものの、刊本の回収まで命じられている。そして豊臣秀吉を戯作で扱うことは禁忌となり、その復活はナショナリズムが高まる幕末にならないと許されなかった。その原因は『絵本太閤記』が諸大名、特に当時の寺社奉行脇坂安董の先祖で賤ヶ岳の七本槍として知られた脇坂安治を描くという禁忌を犯したことにある。それに対して『田舎源氏』は天保改革の株仲間の解散により株板がなくなったことをよいことに、弘化四年（1847）には一筆庵作、嘉永三年（1850）には三世歌川豊国画『其由縁鄙廻倂』、笠亭仙果作、三世豊国・二世国貞画『足利絹手染紫』、嘉永四年には文亭梅彦作・三世豊国画『江戸鹿子紫草紙』が競うように刊行され、「源氏絵」と称される浮世絵が大量に出版されたことから、禁忌に

抵触して絶板となったわけではなさそうである。『田舎源氏』の内容に禁忌があったならば、天保改革以降、名主による改印が強化されているので、これらの合巻や浮世絵の出版は許されなかった筈である。

『源氏物語』を誨淫の書と見なす考え方は古くからあり、江戸時代においても光源氏と『伊勢物語』の主人公、在原業平は好色を代表する人物であった。『源氏物語』を翻案した『田舎源氏』に対しても同様の見方があった。天保六年九月十六日付小津桂窓宛曲亭馬琴書簡（注2）には次のように記す。

【資料1】

『田舎源氏』にハ画がらいかゞしき事多く有之、改名主よりむつかしく被申、鶴やよほど金をつかひ、少々直して事済候よし。『伊せものがたり』とやらいふ合巻ハ東里山人の作にて、『田舎源氏』の焼直しのよし。

さらに春画と並べて「淫奔にちかきもの」という評価をしている。ただ馬琴の種彦評、『田舎源氏』評の情報源は馬琴の原稿を求める板元であるので、その利用には注意が必要である。国貞による『田舎源氏』の挿絵に妖艶なものがあつたことは事実であるが、春画と異なり、主人公、足利光氏は品行方正なモラリストとして描かれ、ほぼ勧善懲悪の正しい人物といえる。種彦も禁忌には敏感な作者であった。また天保改革時には「風俗ニ拘り候筋ニ付」という理由で役者絵や遊女絵等が規制され、人情本については厳しい追及がおこなわれた。人情本は春画本同然に見られていた節があり、以下に見る為永春水の処分からみても、合巻に対する処分とは大きく異なっていたのである。天保十三年四月一日付殿村篠斎宛馬琴書簡（注3）には人情本の処分（中本一件）について次のように記す。

【資料2】

中本一件にて、御預けに成候板元六七人ハ、三月中旬右御預ケ御免にて、作者春水ハ手鎖未だ御免無之候得ども、外中本作者・画工杯ハ、御呼出し無之候間、落着に至り候ハゞ、かるく相済候半とて、一件の者共、難有り悦居候。

天保十三年六月付篠斎・桂窓宛馬琴書簡（注4）には人情本についての最終的な処分が行われたことを述べる。春画と同様の処分が行われたことがここからも知られる。

【資料3】

中本一件落着之事、六月十五日、清右衛門罷越、実説初て聞知り候。九日より三日うちつゞき御呼出し、御取しらべにて、十一日ニ落着致候。板元七人并ニ画工国芳、板木師三人ハ過料各五〆文、作者春水ハ尚又咎手鎖五十日、板木ハ不残手斧にてけづり取、或ハうち砕き、製本ハ破却之上、焼捨被仰付候。是にて一件相済候。右者北奉行所遠山殿御かゝり御裁許に候。春画本も右同断の由ニ候。

天保十二年十二月の市中取締懸三廻りによる報告（注5）には次のような記述がある。

【資料4】

天保十二丑年十二月

絵草紙并人情本好色本等風俗ニ拘候儀三廻調書

絵草紙并人情本好色本等之義ニ付申上候書付 市中取締懸り 三廻り
合巻絵草紙并人情本と唱候絵入読本之義ニ付、人情本之義は当十月申上候処、合巻絵草紙来春売出来仕候分、表紙彩色摺遍数少々減候趣ニ御座候得共、格別遍数目立へり候様子共不相見候、且近年田舎源氏と申小冊物も、年々出板売出申候。人情本之義は、滑稽本になぞらへ色情之義を専ニ綴、好色本ニ紛敷淫風之甚敷、婦女子等えは以之外風俗ニ拘り候処、読本掛名主共改之詮無之、追年数十篇出板差出候趣相聞候ニ付、当年迄差出候表題并来春売出候分共荒増左ニ申上候。

合巻ノ表紙彩色摺遍数格別ニハ減ラズ。田舎源氏年々出板サル。人情本ハ婦女子風俗ニ拘ハル、毎年数十篇出板サル。(頭注)

ここでは摺付表紙の色数が減らないことを問題視している。摺付表紙の彩色数を減らすことが、名主等を通して減らすことの指示が出ていたようであるが、実効性に乏しいものであって、色数が減っていないことが報告されている。さらに『田舎源氏』の人気は社会現象になっていたので、特にその名が出されたのであろうか。種彦自らが『田舎源氏』三十八編の序文に、「亀戸の案じ」と歌川国貞を称揚しながら、次のように記している。

【資料5】

此草紙に光氏が、大将鬘を海老の尾の、やうに割しは亀戸の案じ。初めの程は異な髪とおのれまで思ひしが、絵馬羽子板押絵の類、開帳庭の納め物又吉原の軒灯笼、団扇はもとより煎餅形、悉此姿を写すに目馴、怪き髪之風ともいはぬは、前にあげたる二箇器の、論の止しに是同。画の流行せし功なるべし。(注6)

天保改革の進行につれ、『田舎源氏』三十八編は摺付表紙には色数を減らしたのもも刊行された。紅色の毛氈が省略されたため、印象はかなり地味なものとなっている。天保十三年四月一日付篠斎宛馬琴書簡には「合巻物杯も外題花実に致間敷旨被申渡候。是は名主の了間にて、御下知には無之候。」とあるので、これを承けたものと思われる。

それではなぜ『田舎源氏』は絶板になったのであろうか。文化四年(1807)九月に名主改



【資料6】



【資料7】

の制度ができて以来、合巻は挿絵、本文については名主の改(検閲)を受けてきたはずであ

る。【資料 1】にみえるように、板元から名主側に贈賄が行われていたにしても、本文や挿絵に問題があるのならば、作者の種彦や画工の国貞ばかりか、名主も責任を問われることになる。天保十三年九月二十三日付篠斎宛馬琴書簡（注 7）には次のようにある。

【資料 8】

一、九月十五日、芝神明前泉市より家例之醴酒を被贈候書中ニ、『田舎源氏』絶板ニ候得共、板元鶴屋度々被召出、御吟味ニて未落着致さず、気の毒に存候由、并ニ新板合巻類、今以一部も改済不申候。此分ならば、当暮新板之合巻は、仲間一同休ニ相成候半杯申越候。何れまれ、此節戯作などとする者ハ、時勢を知らぬ烏滸人なるへしと致一笑候。種彦没後も板元に対する追求は続いていたことが知られる。これ以前に『田舎源氏』はすでに絶板処分を受けている。また【資料 3】にみえるように人情本、春画についての処分は完了している。それなのに未だに処分が決着しないとはどういうことなのであろうか。また『田舎源氏』以外の合巻の改も停止状態になっていたことが知られる。この二つを合わせて考える必要がある。

天保十三年六月四日に出された触書（注 8）には以下のようにある。

【資料 9】

天保十三年六月

絵草紙掛り

名主共

錦絵と唱、歌舞伎役者遊女女芸者等を壱枚摺ニ致候義、風俗ニ拘り候筋ニ付、以来開板は勿論、是迄仕入置候分共決而売買致間舗、**其外近来合巻と唱候絵草紙之類**、絵柄等格別入組、重モニ役者之似顔狂言之趣向等ニ書綴、其上**表紙上包等江彩色を相用ひ、無益之儀ニ手数を懸ケ、高直ニ売出候段如何之儀ニ付**、是又仕入置候分共決而売買致間敷候、向後似顔又は狂言之趣向等は相止、忠孝貞節等を元立ニ致、児女勧善之ためニ相成候様書綴、絵柄も際立候程ニ省略いたし、無用之手数不相掛様急度相改、**尤表紙上包等ニ彩色相用ひ候儀は堅く可致無用候**、尤新板出来之節は町年寄館市右衛門方江差出、改請可申候右之通被仰渡奉畏候、仍如件

天保十三寅年六月四日

絵草紙懸り

品川町

名主 庄右衛門（以下略）

合巻については摺付表紙と袋の彩色を問題にしている。文政十二年に刊行された墨川亭雪麿作『紅粉画売昔風俗』【資料 10】は弘化二年（1845）に『江彩絵売昔風俗』【資料 11】と改題し、表紙の美人画を大津絵に替えて刊行している。この時期の摺付表紙は彩色摺が許されず、薄墨を基調としていた。またその題材も役者や美人などを避け、天保改革で咎めを受けられないようなものが選ばれていた。

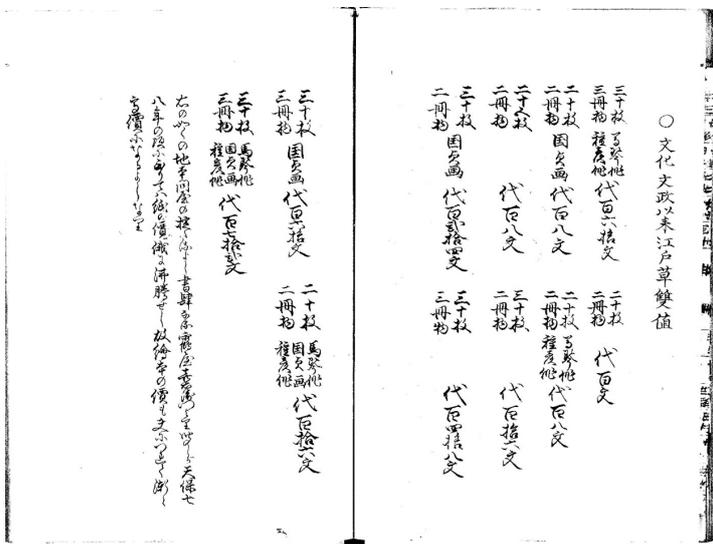


【資料 10】



【資料 11】

なぜこのような現象が起きたのであろうか。前出の町触には「無益之儀ニ手数を懸ケ、高直ニ売出候段如何之儀ニ付」とあり、合巻価格が問題に



とあり、合巻価格が問題にされていたことが理解できる。

『田舎源氏』の絶板について、奢侈禁止令の一環として捉えてきたが、後述するように、特に物価統制の一環として捉える必要があるように思われる。木村黙老『聞くままの記』（神宮文庫蔵）には「○文化文政以来江戸草双紙値」という記事がある。【資料 12】（注 9）

【資料 12】

それによれば『田舎源氏』のような種彦作で国貞画の二十丁二冊の合巻は百十六文であった。『田舎源氏』初編が刊行されたときの価格と考えると良いだろう。

これは作者と画工によるプレミアのついた価格である。同書はさらに続けて次のように記す。

右の如くの地本問屋の掬たるよし書肆なる鶴屋喜右衛門より聞しが天保七八年の頃になりては紙の値俄に沸騰せし故絵本の値も夫につれて漸々高価になるよしなり

ところが合巻の価格は「天保七八年の頃になりては紙の値俄に沸騰せし故」とあるので、天保期になると合巻価格は上昇したのである。馬琴、種彦、国貞が関わらない合巻の価格は次のようになる。摺付表紙一枚三二文、本文一冊（五丁）八文、袋四文、種彦・国貞の組み合わせの摺付表紙一枚三二文、合巻の価格のほとんどは摺付表紙であったといえる。そして紙の分量としては多い本文は五丁で八文と極めて低廉であったといえる。

天保四年刊『田舎源氏』十編の序文には次のように記す。

【資料 13】

されば御客様方の御意にかなふやうにと、井戸ならねども彫をあらため、竹の籐で板の間の摺仕立を奇麗にして、新米糠の袋入、随分出精つかまつり、明年休の札を掛ず、紙**払底ニ付直あげといふ場**を、こたえた代りに現金湯は、御承知のうへ御買いれ可被下候。天保四年の段階で紙の価格は高騰していたのである。さらに天保十一年六月六日付篠斎宛馬琴書簡（注10）には『田舎源氏』について次のように記す。

【資料 14】

『田舎源氏』三十壺ペンより三十三編迄御入用ニ付、桂窓小江戸逗留中、御頼遣れし候所、三十二へん・三十三ペンハ買取、持参致され候へとも、三十壺ペンハ其節板元鶴屋に之無、外義せんさく致され候も、出立前ニ而行届かね候間、其儘にて帰られ候由。右三十壺ペン、飯田丁清右衛門江申付、かいとらせ、差出し候様仰越、委細承知仕候。其後、清右衛門参り候間、右之趣申聞候処、清右衛門申候は、右『田舎源氏』三十壺ペンは去亥ノ秋中売出し候所、新板物時節ニ之無間、捌甚よろしからず、**紙仕入等の借金に債られ**、右之板素人江質人致候間、製本致堅、此故に当春は壺部も摺出し不申候間、右之本ハ何方ニも之無候由に御座候。外よりもたのまれ、先頃より処々尋候へ共、未タ手ニ入不申候。何れ心掛ケ、尋申すへき由申候。右之仕合に御座候間、只今之御間ニ合兼候。清右衛門江折々さいそく致、尋出し次第、飛脚江差出し申へく候。鶴や、近来身上六ケ敷相成、『田舎源氏』板も仲間二三軒江質入致之有候ニ付、初編より摺廻し候事も出来兼間、證文之有候ても手ニ入かね候は、右の訳合ニ御座候。小生三代の馴染ニ候へ共、当代ハ甚疎縁ニ而、人の噂ニ承り候のみニ御座候。

小津桂窓が『田舎源氏』の三十一編から三十三編までの入手を試みたが、三十一編は入手できず、馬琴が求めようとしたが板元の鶴屋喜右衛門にもなかった由を報じている。鶴屋は経営困難に陥り、紙の仕入れ等の借金に追われていることを記している。紙の価格の上昇が板本の経営を脅かすほどになっていたのである。従って『田舎源氏』の価格の上昇幅も大きくなっていったと思われる。

前出の天保十三年四月一日付篠斎宛馬琴書簡には次のような記事がある。

【資料 15】

大錦絵杯も廿文より高直之品売間敷旨被仰出候間、三十式文売の大錦絵を多く摺込候板元は損を厭はず、十九文宛におろし候を、小売にて廿文宛に売候よし聞え候。

これは浮世絵の例であるが、合巻についても同様であったと思われる。

天保十三年には以下のような子ども手遊びについての町触（注11）が出されている。

【資料 16】

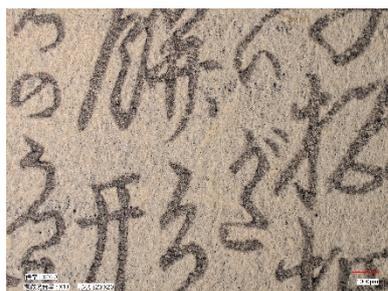
子供手遊之儀、近来増長いたし、高直之品売買いたし候趣ニ相聞、幼年の節より宜品を見馴、自然奢侈を導候基ニ而不可然筋ニ付、是迄仕入之分は当八月限売捌、九月一日より**銀匁は壺匁、銭は百文を限、直段より高直之品決而売出し申間敷候**、若違背ニおゐてハ、役人相廻し密々に買上、吟味の上、嚴重之咎可申候
右之趣、町中え不洩様可触知もの也、（以下略）

寅五月

草双紙は子どもの手遊びの類という見方があったので、合巻価格の基準となった可能性を考えるべきである。だとすれば価格として『田舎源氏』は飛び抜けていたのではなかろうか。そのため規制の対象となり、取り調べの対象が板元の鶴屋であったことも理解できるのである。大石慎三郎「天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について」(注12)によれば、銭相場下落に伴う物価高騰を抑えるため、銭相場を一両につき六千五百文に固定しようとする政策を実施している。馬琴書簡等によれば文政期は一匁につき百十文に換算しているので、一両につき六千六百文ということになる。奢侈禁止というより物価引き下げということが『田舎源氏』絶板の頃には大きな政策課題であったことが窺える。

美麗を極めた『田舎源氏』の造本であったが、そこに用いられた紙はどのようなものであったのであろうか。絶板直前に刊行された『田舎源氏』三十八編一丁表のVHX7000による観察結果を示してみたい。

【資料 17】



×20 (A)



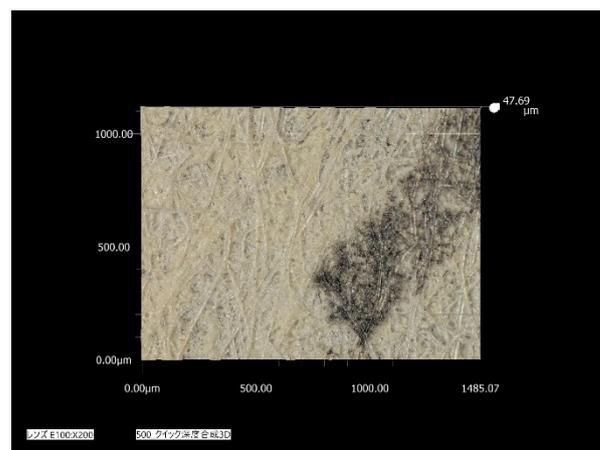
×50 (B)



×100 (C)



×200・2D (D)



×200・3D

10 μ 前後の三極、それに大量の米粉が観察される。江南報告にある浮世絵の用紙に近い紙といえる。

『田舎源氏』三十八編の摺付表紙は見返しと一体であるので、見返しの紙を観察したのが以下の結果である。

【資料 18】



×20 (A)



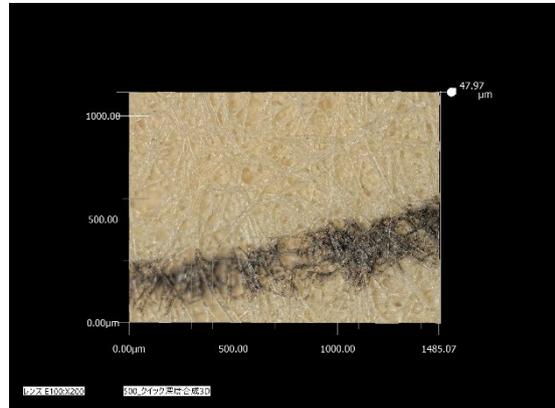
×50 (B)



×100 (C)



×200・2D (D)

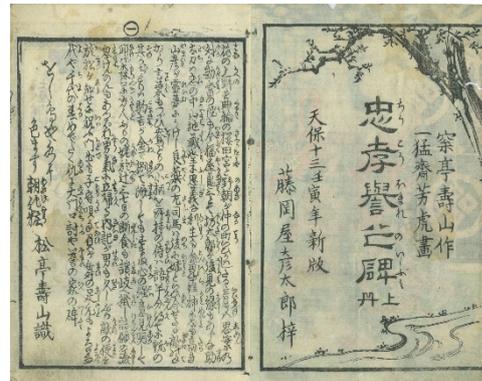


×200・3D

本文の用紙より厚手の紙であるが、繊維は三極、本文の用紙と同じように大量の米粉が観察される。表紙（見返し）も本文も極めて上質の紙ということが言える

通常の合巻の用紙はどのようなものであったのだろうか。『田舎源氏』三十八編と同じ天保十三年に刊行された松亭寿山作、一猛齋芳虎画『忠孝誉石碑』（藤岡屋彦太郎板）の監察結果を示す。

【資料 19】



【資料 20】

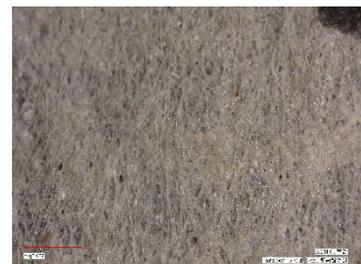
序文の紙は見返しと友紙で三桎と少量の米粉が観察される。手触りは『田舎源氏』がしっとりとしているのに対し、つるつるした紙といえる。米粉はところどころに塊となって散在し、目視できる。漉きむらがところどころに散見するが、三桎繊維の密度は高く、粗末な神とは言えない。



×20 (A)



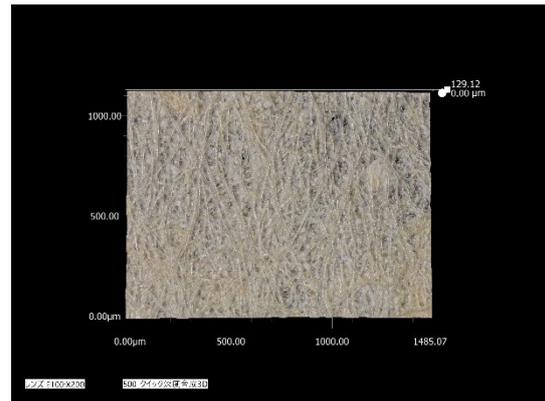
×50 (B)



×100 (C)



×200・2D (D)



×200・3D(E)

【資料 21】

表紙の紙は大量の色材が使用されているため、遊女の襟元の色材の少ない部分での観察を行った。三桎と大量の米粉が観察される。『田舎源氏』の表紙の用紙よりもやや薄手な感じがする紙である。



×20 (A)



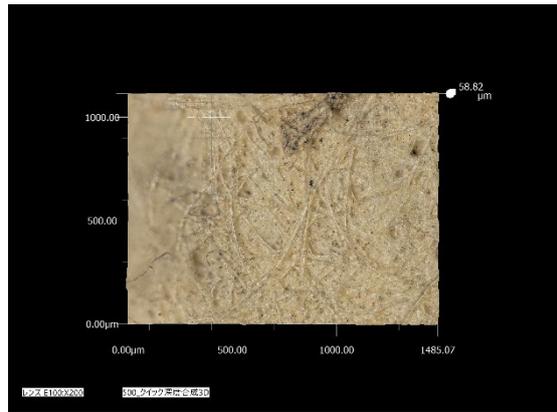
×50 (B)



×100 (C)



×200・2D (D)



×200・3D (E)

この時期のほとんどの合巻の本文は三桮と少量の米粉が加わった紙である。その中の一つが天保十年に刊行された種彦作、国貞画『娘狂言三勝話』（川口宇兵衛板、三冊、三十丁）である。

【資料 22】



やはり白い米粉の塊を目視することができる。『田舎源氏』本文の用紙は種彦の他の合巻とも異なっていたのである。それではなぜ『田舎源氏』本文には表紙と同じように米粉を大量に、しかも均一に漉き込まれた用紙が用いられたのであろうか。

田舎源氏は天保二年刊の第四編から口絵に薄墨が使用されるようになる。天保五年に刊行された『田舎源氏』十一編の口絵には薄墨が二種類用いられている。地墨とあわせると三回摺られたことになり、色彩はないものの多色摺といってよいだろう。口絵の用紙には三桮の繊維とともに大量の米粉が観察される。

【資料 23】



表紙



口絵



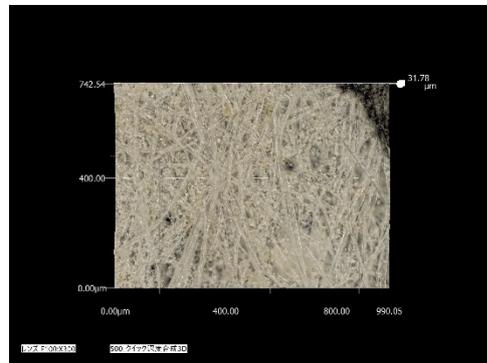
口絵拡大



× 50



× 200 · 2 D



× 200 · 3 D

米粉入りの用紙は多色摺に適した紙であったと思われる。米粉の少ない紙も単色の印刷には十分に堪えるが、『田舎源氏』のような口絵の薄墨を前提とした印刷には向かない。

天保十三年時の『田舎源氏』の価格についての資料は見いだされていないが、おそらくは絶板時には【資料 16】でいう「銀匁は壹匁、銭は百文」どころか、銀二匁を越える高価な合巻であったと思われる（注 13）。『田舎源氏』は「上製本」と「並製本」という合巻の区別だけでは捉えきれない作品である。『田舎源氏』絶板はその内容によるのではなく、幕府の物価統制令に反するような価格であったことが原因と考えられる。

また『田舎源氏』には口絵の薄墨が省略された用紙の質が異なる後摺本が種々存在する。それらの悉皆調査が今後の課題であろう。

(注 1) 博文館、1898 年。

(注 2) 『馬琴書翰集成』第四卷（八木書店、2003 年）26

(注 3) 『馬琴書翰集成』第六卷（八木書店、2003 年）3

(注 4) 『馬琴書翰集成』第六卷（八木書店、2003 年）6

(注 5) 『大日本近世史料』「市中取締類集」十八「書物錦絵之部」第二件（東大出版会、1988 年）

(注 6) 『藤岡屋日記』天保九年六月の項には、両国回向院で紀州名草郡加太淡島明神の開帳が行われ、『田舎源氏』の須磨の男女をかたどった人形二体が奉納されることが記される。東条琴台の貼込帳『焦後鶏肋集』所収の「亀戸天満宮開帳奉納番付」（森屋治兵衛板）によれば、天保十年三月に茅場町二丁目から歌川国貞画の「田舎源氏画」が二十両とともに亀戸天神に奉納された。『田舎源氏』にはファッションブックとしての性格もあり、同時代の合巻の中では合巻の絵本としての性格が顕著に出た特異な存在であった。

(注 7) 『馬琴書翰集成』第六卷（八木書店、2003 年）10

(注 8) 『江戸町触集成』第十四卷（塙書房、2000 年）一三六四三

(注 9) 佐藤悟「文政末・天保期の合巻流通と価格」（『日本文学』2008 年 10 月）

(注 10) 『馬琴書翰集成』第六卷（八木書店、2003 年）52

(注 11) 『江戸町触集成』第十四卷（塙書房、2000 年）一三六三二。この時の小売店の窮状については天保十三年六月付篠斎・桂窓宛馬琴書簡に詳しい。同書簡では読本の価格についての危惧も記され、この町触についてはさらに検討が必要である。

(注 12) 「学習院大学経済論集 2」1966 年

(注 13) 種彦の門人笠亭仙果の日記『おもひのまゝの日記補遺 三』（『集古』壬申三号、1932 年）天保 13 年 3 月 22 日の条には「○鶴屋喜右衛門にて上製田舎源氏二組かふ代しれずといふ値不払」とあり、板元でもすぐには価格が分からなかったという記事がある。『田舎源氏』は摺や紙によって様々な値段が付けられていたことが窺える。